

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月27日

【会社名】 ピクセルカンパニーズ株式会社

【英訳名】 PIXELCOMPANYZ INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷川 直哉

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【電話番号】 03(6731)3410

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 柳世 和大

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【電話番号】 03(6731)3410

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 柳世 和大

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、当社の会計監査人である監査法人アリアより、2025年11月19日付で当社の会計監査人を退任（辞退）する旨の通知書を受領いたしました。金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

退任する監査公認会計士等の名称
監査法人アリア

(2) 当該異動の年月日

2025年11月19日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2021年3月26日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

第37期2022年12月期第1四半期（自2022年1月1日 至2022年3月31日）	結論不表明
第37期2022年12月期第2四半期（自2022年4月1日 至2022年6月30日）	結論不表明
第37期2022年12月期第3四半期（自2022年7月1日 至2022年9月30日）	結論不表明
第37期2022年12月期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）	意見不表明
第38期2023年12月期第1四半期（自2023年1月1日 至2023年3月31日）	結論不表明
第38期2023年12月期第2四半期（自2023年4月1日 至2023年6月30日）	結論不表明
第38期2023年12月期第3四半期（自2023年7月1日 至2023年9月30日）	結論不表明
第38期2023年12月期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）	意見不表明
第39期2024年12月期第1四半期（自2024年1月1日 至2024年3月31日）	結論不表明
第39期2024年12月期半期（自2024年1月1日 至2024年6月30日）	結論不表明
第39期2024年12月期第3四半期（自2024年7月1日 至2024年9月30日）	結論不表明
第39期2024年12月期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）	限定付適正意見
第40期2025年12月期第1四半期（自2025年1月1日 至2025年3月31日）	限定付結論
第40期2025年12月期半期（自2025年1月1日 至2025年6月30日）	限定付結論

当社は、監査法人から、第40期の中間連結財務諸表について限定付結論の期中レビュー報告書、第40期第1四半期の四半期連結財務諸表について限定付結論の期中レビュー報告書、第39期の財務諸表及び連結財務諸表について限定付適正意見の監査報告書、第39期の中間連結財務諸表について結論不表明の期中レビュー報告書、第37期及び第38期の訂正後の財務諸表及び連結財務諸表について意見不表明の監査報告書、第37期第1四半期から第39期第1四半期までの訂正後の四半期連結財務諸表について結論不表明の四半期レビュー報告書並びに第39期第3四半期の四半期連結財務諸表について結論不表明の期中レビュー報告書を受領しております。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社は、2025年12月期第3四半期決算の監査対応に関し、監査法人アリアと継続して協議・対応を進め、監査法人からの要請に応じ、可能な限りの資料提供および追加説明を行い、解決に向けて真摯に協議を重ねてまいりましたが、限られた開示スケジュールの中で直前での追加資料の徴求をされる等、適切な監査を受けることが出来ておらず、当該資料の準備・収集には一定の時間を要することから、当社として対応することが困難な状況となり「2025年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の開示が四半期末後45日を超えることに公表の延期に関するお知らせ」のとおり決算発表を延期することいたしました。

当社は、監査資料を引き続き収集・整理を進め、当社の事業に対する理解の深度を高めていただき、監査法人の理解を得ようとしておりましたが、監査法人アリアより、同法人としての監査継続は適当ではないとの考えが示され、2025年11月19日付で当社に対して辞任届が提出されました。

(6) 上記 (5) の理由及び経緯に対する意見

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。